

# 平成 26 年度 第 2 回 松山市子ども・子育て会議

## 教育・保育部会 会議録

### 1. 日時

平成 26 年 6 月 16 日（月）14:00～15:40

### 2. 場所

KH 三番町プレイスビル 4 階 研修室

### 3. 当日の出席者等

#### (1) 出席委員（10 名）

相原真亜沙、上岡周介、亀崎美沙子、後藤陽三、敷村一元、二宮一郎、三浦和尚、村上出、森公夫、吉田可奈子（五十音順、敬称略）

#### (2) 事務局

保育・幼稚園課、子育て支援課、子ども総合相談センター事務所、障がい福祉課、健康づくり推進課、学校教育課、教育支援センター事務所

### 4. 傍聴の可否

可（傍聴者 5 名）

### 5. 会議次第

#### (1) 開会

#### (2) 「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）について」

① 本日の審議事項について

② 「めざす姿」について

③ 基本施策と取り組み・事業について

④ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について

#### (3) 報告事項

① 子ども・子育て支援新制度に関する国等の動向について

#### (4) その他

① 連絡事項等

#### (5) 閉会

### 6. 配布資料

・ 部会次第

・ 配席図

・ 資料 1 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）について

・ 資料 2 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）における「めざす姿」について

・ 資料 3 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）の基本施策と取り組み・事業について

・ 資料 4 地域子ども・子育て支援事業の提供区域（案）について

・ 資料 5 子ども・子育て支援新制度に関する国等の動向について

・ 参考資料 1 各施策と対象時期のイメージ

・ 参考資料 2 松山市子ども・子育て支援事業計画（素案：部会検討版）

～平成 26 年度第 1 回 教育・保育部会の参考資料 2 より～

# 会議録

## 1. 開会

### ・事務局

ただ今から、平成 26 年度第 2 回松山市子ども・子育て会議 教育・保育部会を開会させていただきます。

本日の部会につきましては、委員総数 10 名のうち、10 名のご出席をいただいておりますので、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

それでは、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 1 項の規定により、これより先は、三浦部会長に進行をお願いいたします。三浦部会長、よろしくお願いいたします。

## 2. 議事

### ・三浦部会長

前は、事務局から素案等をお示しいただき、今回から具体的な審議を行うということですが、本日はその中でも第 4 章の部分と次回審議する「量の見込み」の部分の前提となる、第 5 章の地域子ども・子育て支援事業の提供区域について決定することが着地点となっておりますので、まずはご認識ください。

具体的に、細部に亘る部分に入ってきますが、いろいろご質問、ご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

### ①「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

#### ・三浦部会長

それでは、まず、本日の審議事項について、事務局より説明をお願いします。

#### ・事務局

～事務局から、資料 1 に基づき「本日の審議事項」について説明～

#### ・三浦部会長

ありがとうございます。本日の審議内容についてご説明いただきました。審議の進め方ですので特にご異議はないかと思っておりますがよろしいでしょうか。

(部会委員 了承)

### ②「めざす姿」について

#### ・三浦部会長

続いて、事業計画における「めざす姿」について、事務局より説明をお願いします。

#### ・事務局

～事務局から、資料 2 及び参考資料 2 に基づき「めざす姿」について説明～

#### ・三浦部会長

施策全体のメイン・タイトルのような部分になると思います。その「めざす姿」が、現在の事務局

案では“すべての子どもが健やかに成長し、子育てにやさしいまち”ということになります。今日、この原案について、いくらかご意見をいただき、次回の全体会で、原案がいくらか修正されて出てくるのか、このままの形で議論されるのか、というところでございます。何かご意見がありましたらお願いします。

・上岡委員

参考資料 2 の 22 ページ、「施策の展開」の“基本方針 4”のところを少し説明して欲しいです。「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」という言葉になっています。この『教育』という言葉の説明を欲しいです。私の感触では、「子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備」で『教育』という言葉を除けばよいと思うけれども、除かないのであれば「教育・保育環境の整備」として『保育』を入れるべきではなからうかと思えます。保育の中にも、教育という言葉は論理的にはあります。しかし、市民の方は『教育』というと、学校教育のような意味の『教育』と取るのではないかと思いましたので、どのような意味でこの教育という言葉を入れたのか少しご説明していただきたい。

・三浦部会長

今の議題そのものではないですが、次の議題に関わってきますので、ここで少し事務局からお話しいただいた方がよいかと思えます。

・事務局

「施策の展開」の“基本方針 4”のところについては、継承元である「後期まつやま子育てゆめプラン」を踏襲して、引き継いだ形になっています。こちらに『教育・保育』という形で提示することは可能と思えますが、事務局で持ち帰り検討したいと思えます。

・三浦部会長

幼稚園、保育関係の方の意識では、“教育環境”という言葉と“保育環境”という言葉を少し分けて考えるというところがありますし、この部会だけでなく、もう一つの地域子育て部会の“放課後子ども教室”というようなところを考えた時に、教育環境ということで、一つにするのがよいのかどうか、教育・保育と並列させる考え方もありますし、むしろ、教育という言葉を削って、「子育てに関する環境作り」と大きく、という考え方もあろうかと思えます。

・上岡委員

この文面の大きな流れから取ると、『教育』を入れない方が誤解を生じにくいように感じます。どうしたらよいのかというのは、事務局にお任せします。

・三浦部会長

確かにここは議論が生じる場所ですので、事務局の方でご判断いただけますか。上岡委員さん、今の件、よろしいですか。

・上岡委員

ありがとうございました。

・三浦部会長

私もこの後で、意見を述べようかと思っていたことでした。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。“すべての子どもが健やかに成長し、子育てにやさしいまち”という言葉について。

私自身は“すべての子どもが健やかに成長し、子育てにやさしいまち”の『し、』のつながりに少し違和感があります。“すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち”あるいは“子育てにやさしく、すべての子どもが健やかに成長するまち”という方が落ち着く気がします。中身は変わらないですが、こういう意見も出たということでお願ひします。

ただいまの点は、いずれまた全体会でお諮りするということをございます。

### ③基本施策と取り組み・事業について

#### ・三浦部会長

それでは続いて、事業計画における「基本施策と取り組み・事業」について、事務局より説明をお願いします。

#### ・事務局

～事務局から、資料3及び参考資料2に基づき「基本施策と取り組み・事業」について説明～

#### ・上岡委員

参考資料2の23ページ、基本方針1の認定こども園の「事業の概要および今後の方針」のところでは、“認定こども園”の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します”と『幼保一元化』という単語が入っています。35年くらい前に出てきた言葉で、いろいろな改正が行われる議論が続いた中で、『幼保一元化』という言葉が民主党の方からよく出ましたが、基本的に『一元化』という言葉はあまり使っていないで、『幼保一体化』という言葉に置き換えて対応していると思っています。『一元化』というのはそういった歴史がある言葉であり、非常に心の中にひっかかっているものがある、今使っている言葉なのか一度調べていただければと思います。おそらく、『幼保一体化』の方が今は自然だという感じを受けています。

#### ・事務局

語句につきましては、再度確認して、改められるところは改め、『一体化』という表現にすることも含めて検討していきたいと思ひます。

#### ・二宮委員

“認定こども園”の設置が推進されるように支援します”の部分で、同じことを言っていると思ひます。2回同じようなことを繰り返すことになると思うので、『一元化』という文言がなくてもよいと感じます。その方が誤解を招かないと思ひます。そのあたりも含めて検討していただけたらと思ひます。実際に、このような書き方にすると、松山市の公立の施設自体が、認定こども園にしていくという誤解を受けかねないと思うので、そこも含めてご検討ください。

#### ・三浦部会長

“認定こども園”の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化を推進します”のところ、“認定こども園”の設置が推進されるよう支援します”で留めておいた方が、誤解が生じたり、いろいろなお考えがぶつかり合ったりということが少しでも緩和されるかもしれないという趣旨だろうと思ひます。事務局の方でそこも含めてご検討ください。他にはいかがでしょうか。

#### ・吉田委員

市民の立場からですが、資料3の【2-1】利用者支援事業の変更点で、「保育・幼稚園相談窓口等」の部分が「市役所等」に変わったということですが、「市役所等」の“等”というのは市役所以外ではどこで教えていただけるのかお伺ひします。

・事務局

保育所に設置している子育て支援センターや、集いの広場とかありますが、そういったところでも相談を受けていますので、その部分を含めるとご認識いただければと思います。

・吉田委員

「市役所等」と書かれると私たちは市役所に行ってしまうので、他のところも明記していただけると分かりやすいと思いました。お願いします。

・事務局

できるだけ併記するように検討します。

・三浦部会長

実際には利用を促進するための広報やパンフレットなどがあって、そこでは「こういうところにご相談ください」というのが具体的に出るのだらうと思います。

・後藤委員

資料3の8頁に「松山市幼児教育研修会」というのがありますが、これまであまり保育士さんと小学校教諭が一緒になって、話し合いをしたり、研究会を持つという経験がありません。このたび、こういう形で研修に力が入っているということは非常に素晴らしいことだと思っております。この中に、「研修会・講演会等」とありますが、講演会も研修の中に含まれるのではないかと思います。研修会というのが実際の保育実践の研修で、講演会なら座ってお話を聞くだけということになるかと思えます。このあたりも広い意味では研修ではないでしょうか。そういう意味で講演会と研修会が併記されていることに違和感を持ちました。

そして「小学校教諭」とありますが、小学校教諭の管轄は学校教育課だと思います。記載されている担当課は、保育・幼稚園課となっておりますが、実際には小学校の教諭が入るなら学校教育課の管轄にもなってくるのではないのでしょうか。

・事務局

研修会・講演会等という部分ですが、お話を聞きながら、「研修会」というのは文言が足りなかったと感じました。ここでは各公立幼稚園で行っている「園内研修会」を指しています。「講演会等」の『等』ですが、講演会だけでなく、実技研修会も含めて『等』としています。

もう一点、小学校教諭の管轄は学校教育課ではないか、ということでしたが、従来、学校教育課の幼稚園業務として、小学校、それから幼稚園、それから保育所を対象ということでご案内を差し上げておりました。発信は現在も保育・幼稚園課で行うということですので、保育・幼稚園課のみ挙げています。

・三浦部会長

“研修機会の確保に努めます”というような文言でもよいかもかもしれません。

・敷村副部会長

「園内研修」ということですので、保育園・幼稚園へ行って研修を行うという意味ですか。

・事務局

この「幼児教育研修会」の中身というのが、5つの公立幼稚園が、毎学期に1回ずつ、合計15回の「園内研修会」というのを設けています。その際、全幼稚園、小学校、保育所にも、「一緒に研修をして質の向上を図りませんか」というご案内をしています。それに加えて、講演会、それから実技

研修会につきましては、幼稚園内ではなく外部の会場で講師を招いて実施している現状があります。それから、1年間終わると、その研修内容を各小学校、幼稚園、保育所にも送付させていただいております。

・敷村副部長

公立の幼稚園で今までされていた基本の研修会を、より明確に提示するということでしょうか。また、今後は拡大していくという解釈でしょうか。

・事務局

以前から行っていましたが、研修会の形態や内容の充実のための工夫は、今後も考えていく必要があると思っています

・敷村副部長

保育会でもそうですし、幼稚園の部会でも今までいろいろな研修を行っているのですが、例えばそういうものと話し合いをしながら行っていくという考えを持ってよろしいでしょうか。

・事務局

それらについては未定のところもありますが、今、公立の幼稚園を中心に行っているようなこと、そこから派生して市内の幼児教育が向上するという観点から、あり方は今後考えていきたいと思っています。

・敷村副部長

この部会委員の方の所でも、それぞれ研修等も行っていると思いますので、そういうものをまとめて、新たなものとして設けていくのではないかと最初は思っていました。基本は今、公立で行っているようなことで、これから話し合うということで理解しました。

・三浦部長

ありがとうございました。事務局のお答えだとすると、書き方をもう少し工夫されてもいいと思います。まず事業名が「松山市幼児教育研修会」と既にある研修会という事業が継続されて、その範囲を少し広げる、ということであれば、「幼児教育研修会を異校種間研修・交流機会として、その他の各関係機関に広げて全体で充実を図る」というような書きの方が分かりやすいかもしれませんし、もしかしたら、この事業名そのものを「幼児教育の関係者の研修の充実」というような書き方にするという考え方もあるかと思えます。私はむしろそういう意味と捉えていました。

・上岡委員

保育教諭、幼稚園教諭、保育士などの出席はできるけど、小学校の先生がその場に出て研修を一緒にするというところについての命令系統というか、出席するというのが、なかなか難しいのではないのでしょうか。保育・幼稚園課が主催して研修会を設けるならば、教育委員会からしっかりと担保を取っておく必要があると思います。保育・幼稚園課から文書を出しても、学校の校長からすれば「その研修会に参加しなければならないのか」というようになってしまうのは残念です。その部分は、しっかりと教育委員会と打合せをして、出席するよう校長にもちゃんと通知を出して「協力するように」ということを市役所の中で統一させておく必要があると思います。そのところは意外と難しいかもしれません。学校教育の下支えという点で見ると、小学校の先生を入れて上手に循環させなければ上手いかないと思います。ぜひ教育委員会の担保は取るということ、はっきり意識して施策を進めていただきたいということです。

・三浦部会長

実質が担保できるように、文言の修正が必要であれば言っていただき、修正が難しいのであれば、きちんと手立ては打っておいてほしいということです。よろしくお願いします。

・二宮委員

上岡委員の話にも関連することですが、資料3の7ページにある「幼保小中連携推進事業」、それから先ほどの「幼児教育研修会」について、幼稚園、保育所、それから小学校との接続という部分で、各小学校が「授業公開」という形で行っているおかげで、幼稚園、保育所の先生は、かなり参加させていただいていると思います。授業公開に参加することで、実際に幼稚園、保育所の現場で生かすことができている。これは大変ありがたいことです。ただ、逆のパターンになると、幼稚園から「こういうことを行っているので、いつでも来てください」という形で門戸を開いていますが、小学校は授業を抜けられないというパターンが多く、足を運んでいただけないというのが現状です。

実際、連携事業といいながらも、学校が幼稚園、保育所と1つの小学校で行っているところがあるのは話に聞いていますが、実際、連携というのが、入学に当たっての連携だけに留まっているのが実情のような気がします。なかなか、現場に足を運んだり、例えばこのような幼児教育研修会というのを開催したとしても、教育委員会などが意識を変えていただいて、少しでも現場に足を運んでもらうような促しがなければ難しいと感じています。やはり、その部分も含め、先ほど研修会の担当が保育・幼稚園課だけでなく、教育委員会の学校教育課も入れた方がよい、というお話だったと思うので、この計画には反映されないかもしれませんが、またご検討いただけるよう、関係各所にお話ししていただければと思います。

・三浦部会長

市の方でも、今回のこの流れの中で、教育委員会と子ども・子育て部局、人事の動きも含めて、風通しがよくなるような、連絡調整が行いやすいようにしていただいていると思いますので、改めてこの場で実質が担保されるように手立てをお願いします。

・事務局

これからも教育委員会と連携を取って進めていきたいと思います。

・三浦部会長

確認ですが、先ほど上岡委員より意見が出ました7ページの基本方針4のところの、「教育環境」なのか、「教育・保育環境」なのか、その部分については、またご検討いただきますようお願いいたします。

・相原委員

資料3の8ページにある、基本方針4に「私立の幼稚園の情報提供」というのがありますが、他の施設にはなくて、私立幼稚園だけ情報提供として一枠ある理由を教えてください。

・事務局

この部分は、「ゆめプラン」からの継承ということで、現在は幼稚園業務が保育・幼稚園課に移っていますが、私立の幼稚園の情報というのが、教育委員会の幼稚園の業務をしていたところではなかなか収集できない状況にございました。理由としまして、私立幼稚園の所管は県ということで、市民の方々から、お問合せをいただいても、なかなか提供できるような内容がないという状況でありました。今は保育・幼稚園課となりましたが、当時の学校教育課の取り組みとして、各私立幼稚園のご協力をいただいて、保育時間や、預かり保育の状況などを教えていただき、それをとりまとめたものを市民の方からのお問合せに対応するためとして、このような取り組みを行ってきたという背景があり

ました。

現在は、先にありました「利用者支援事業」などとも重なりがございますので、この件についてはまた検討させていただければと思います。

・三浦部会長

「子育て支援」という意味での情報を、一覧のようにまとめる作業を行うというのが、まず第一のところだと思います。二宮委員さん、今のところでご意見はありますか。

・二宮委員

おそらく、当時は幼稚園側からの要望もあったと思います。松山市に私立幼稚園の情報が少ないということがあったので、必要最低限の情報を毎年お渡しして、問い合わせがあった場合に速やかに教えていただけるように、ということで、教育委員会に中予私立幼稚園連盟の方で市への要望をさせていただいたことが過去にあったため、事業という形で以前の計画の中に残り、今回もそのまま残っているのかと思います。

確かに言われるように、利用者支援事業の一つにはなると思いますので、他のものも含めてまた継続していただけたらと思います。

・亀崎委員

資料3の1ページ目にある、「基本方針1」のところですが、「幼児期の学校教育・保育の充実」というタイトルになっています。推進施策【1-1】幼児期の学校教育・保育の充実となっていますが、事業名と対象年齢のところを見ていくと、「0歳から」となっています。これは乳幼児期というところまでを範囲としているのではないかと思います、いかがでしょうか。

・事務局

ご指摘の通り0歳からですので、乳児も該当するということになります。ですから、「乳幼児」という表現に変えるよう検討したいと思います。

・亀崎委員

そうすると、「学校教育・保育」という表現が、年齢の順番で行くと「保育・学校教育」または「保育・教育」という表現の方が、乳児期ということを含めていくと、順序としてはよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

・事務局

国における表現でも、資料では「幼児期の学校教育・保育」という説明がなされています。「教育・保育」という並びにつきましても、この新制度において、「教育・保育」という表現で今まで全て説明されています。松山市としましても「教育・保育」という並びはなるべく崩したくないと考えております。

先ほどご意見いただきました乳児期についても、0歳児は乳児期にあると思いますが、先ほどの説明の繰り返しになりますが、国でも「幼児期の学校教育・保育」という一括りのフレーズになっておりますので、その表現を準用して「幼児期の学校教育・保育」という表現にさせていただけたらと考えております。

・三浦部会長

この基本方針の推進施策【1-1】の部分は、こちらの教育・保育部会だけではなくて、地域子育て部会にも関連があります。ここにある限りは3歳未満のことばかりですので、そうすると『「学校」がいるのか』という考えもあるかと思います。



・敷村副部長

例えば市民公募である、吉田委員や相原委員が見て、『幼児』で0歳児も含まれるように捉えるのか、『乳児』が入った方が0歳児を含めたように思うのか、市民目線のところで考えた時にどちらの方がよいのかということだと思います。今の学校のことに関しても、確かに国が教育と言っていますが、この計画はそれぞれの地域で話して決めることになっていきますので、文言は変わってもいいと思います。

・三浦部長

具体のところが大きく変化するというものではないにしても、分かりやすくした方がよいのか、国の政策との整合性を取ったほうが結果的によいのか、その辺り、事務局の方でご判断いただけたらと思います。そういうことでよろしいですか。

(部会委員 了承)

・後藤委員

基本方針 2 の「地域における子育ての支援」というのがありますが、その中に「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」とあります。新規の事業者がどんどん入ってくることを促進すると取れますし、「保育等事業を実施できるよう支援を行います」とあります。『必要な支援』とは具体的にどういうことなのかご説明いただければと思います。といいますのが、松山市も待機児童ゼロということを言われました。その背景には、なかなか保育してもらえない子どもたちが、小さな認可外の保育施設で一生懸命、真心こめて、愛情を注いで預かっていたところがあります。一方で、新しい事業者がいろいろな施設をどんどん作るというものも考えられると思うのですが、今まで一生懸命やってきたところに対して、しわ寄せが来るというのもあり得ると思います。具体的な『必要な支援』とは何か、ご説明いただきたいと思います。

・事務局

認可保育所や小規模保育等の巡回指導を行うための職員配置とか、認定こども園などにおいて、特別な支援が必要な子どもの受け入れを支援するというようなことを行うとされています。

・吉田委員

基本方針 9 のところの「私立幼稚園就園奨励費」をいただいている者ですが、上の子は幼稚園に通っていて、就園奨励費をいただいているのですが、下の子はこれから認定こども園に入れてみようと思ったときに、就園奨励費はいただけないことになってしまいます。そうなると、「施設型給付に移行しない園“に限る”」とか「施設型給付に移行しない園“について”」とかを付けていただいた方が、見ている時に混乱しないと思いました。

・事務局

新制度に移行しない幼稚園だけなので、その辺りの表現を追加したいと思います。

・二宮委員

今の「私立幼稚園就園奨励費補助事業」のところを言われていて気づいたのですが、対象年齢が「満3歳～小学校就学前」になっています。これは「満3歳」でよいのでしょうか。

・事務局

現状3歳ですので、3歳に訂正させていただきます。

・二宮委員

先ほどの部分を説明しますと、今、幼稚園も3歳になってから入園してくる子どもたちがいます。しかし、実際にそこは満3歳児であるため、補助の対象になっていません。そのため、今の質問をさせていただきます。

・三浦部会長

法律的には、3歳になった日から幼稚園に入園することができますので、ベースにあるのは、二宮委員のご意見になろうかと思います。

・森委員

資料3の3ページのところで、先ほど後藤委員が言われた、基本方針2の「地域における子育ての支援」の部分の「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」というところですが、後藤委員のご発言は、私どもが行っているような地域保育所のことを考慮されてのことと思います。事業名が「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」となっているものの、先ほどの事務局の説明は、参入したところの指導を行うという形の説明だったような気がします。少し事業名と今後の方針と齟齬があるように感じました。事業名とおりだと、「参入を促進するための事業」としてどういうことをしていくかということであって、参入してきたところに対して、今後よりよい保育、事業展開ができるように指導や研修を行うことは、少し事業名と方針が違うような気がします。

・事務局

確かに、この事業については、民間事業者などの参入促進に関する調査研究その他、事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置また運営を促進するための事業となっております。この対応方針としまして、支援チームを設けたり、新規施設に対して実地支援を行うというようなところで、あとは、それら新しく参入する方への経過措置として巡回支援をするというようなことになっていきます。それ以上のところはまだ示されていないような状況です。

・森委員

現況については、よくわかりましたが、その内容だと、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」には、なっていないような気がしました。参入したところに対して、巡回指導を行うというような形で、その手前の段階が、事業の名前で「参入を促進していくための事業」そのものかと理解しましたが、今のご説明は少し異なるのではないかと感じます。

・敷村副部会長

国からの説明で、認可保育所に移行する意欲のある認可外保育所について、改修費や賃借料、移転費、資格取得、運営費を国が支援し、質の確保された認可保育所を5年間で計画的に移行するというようなことが書かれているので、そういうところだと思います。今、認可外で実施しているところに対してや、事業所内保育所を新たに設置するというようなところに対して改修費や賃借料のようなものが国から下りてくると思います。そのことではないでしょうか。

・森委員

その通りと思います。その辺りが、ここの説明であつたらもう少し整合性があつたと思いました。それと、参入を促進するための事業としては、参入した時の巡回指導というよりも、むしろ参入しようとしているところへの細かい指導及び相談に乗ってもらえるような、そういう事業があつたらよいと思います。特に地域保育所の場合、私も地域保育所ですが、正直、事務に関する経験があまりないため、事務能力が非常に低いのが実情です。そういうことなどに対して、まず丁寧な説明とご支援を

いただかないと、認可保育所や他の社会福祉事業のように、事務に慣れている、あるいは事務担当者がしっかりといるというようなどと同じように、いろいろなものを一気に求められると、なかなかできない部分もあるので、参入を促すということであれば、大変迷惑がかかると思います。きめ細やかな指導をお願いします。

・三浦部会長

多様な主体がこの事業に参入しやすくするというのと、参入した後、実質的な保育をきちんと行っているように支援するというのと、その2つが一緒になっているような感じになっていると思います。それと、今の事業の概要及び今後の方針の最後のところ、「保育等事業を実施できるよう」というのを「保育等事業に参入できるよう」にしておけば、少なくとも参入のための手立てというのは、はっきりするかもしれません。「保育等事業を実施できるよう」と言われると、保育がしっかりとできるかというような読み方になりかねないと思います。

・事務局

追加の説明になりますが、次の資料4にはなりますが、資料4の5ページに出ている「事業概要」で「小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業」も入っておりますので、申し添えておきます。

・二宮委員

参考資料1のことでありますが、一番左の「主な対象時期」について、同じ年齢幅のものは、一つにまとめた方が分かりやすいと思います。

・三浦部会長

例えば「0歳から満3歳」というのが4項目ありますが、これは横線ははずして1つにした方が見やすいということだと思います。見やすさのための処理ということで、よろしくお願いします。

・三浦部会長

それでは、本日この資料3に関わりますところ、たくさんご意見をいただきました。また事務局で丁寧にご検討いただいて、修正等かけていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

④地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について

・三浦部会長

それでは続いて、資料4に関わる「地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定」について、事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料4に基づきに「地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定」について説明～

・三浦部会長

それぞれの5つの事業について、簡単に言うと、市内全域を同じように対象とするのか、それとも、以前に決めた9つの区域ごとに数値的なものを設定するのかということ。今は、具体的にここはどうするか、いくらにするというレベルのものではありませんので、そう大きな議論になるところではないかと思いますが。この件は、事務局案でよろしいでしょうか。

(部会委員 了承)

・三浦部会長

方針的なことだということで、この件はこれで決めさせていただきます。

3. 報告事項

・三浦部会長

議事は以上でございますが、続いて「報告事項」として、国の動向などについて事務局から説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 5 に基づきに「国等の動向」について説明～

・三浦部会長

事務局の説明は終わりました。国の動きの報告ですので、特にここで審議することはないとは思いますが、何か、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

・相原委員

国や市の動向についてご説明いただきましたが、こういう部会や会議の時にお話しただくだけでなく、よければメールなどで「こういうことが決まったので見てください」という感じで、情報提供をいただけたら助かります。本当は随時、自分で内閣府のホームページなど見て勉強しないといけないとは思いますが、なかなか時間も取れない中で、事務局からメール等でご案内いただいた方が、こちらで事前に資料などを見て、部会や会議がある前に勉強ができるので、少しお手間ですが、検討していただけると大変ありがたいです。

・事務局

承りました。遅れる場合もあるかもしれませんが、できるだけ速やかに情報提供させていただきたいと思います。メール等でご案内して、その中では「このホームページをご覧ください」というような表現になるかもしれませんが、ご連絡したいと思います。

・二宮委員

利用者の負担額について検討を始めたと書かれていますが、いつごろご提示いただける予定でしょうか。

・事務局

本当はすぐにでも出さなければならないところですが、できるだけ早く出していきたい、というところでご了承いただきたいと思います。

・二宮委員

利用者に対する説明を考えると、一日も早く決めていただきたいと思います。来年の4月からのことですので、よろしくをお願いします。

・三浦部会長

それでは、以上をもちまして、本日の全ての審議を終了とします。  
事務局にお返しします。

#### 4. その他

##### ①連絡事項等

###### ・事務局

連絡事項についてお知らせします。次回の部会開催については、前回の部会でもご説明させていただいたとおり、7月に開催する予定です。今回と同様に、事務局より事前に日程調整を行ったうえで、開催したいと思いますのでよろしくお願いたします。なお、地域子育て部会についても、7月に開催する予定になっています。また、部会相互での情報共有という観点から、今回の資料及び議事録につきましては、地域子育て部会の委員の方にも送付いたしますので、予めご承知おきください。よろしくお願いたします。

#### 5. 閉会

###### ・事務局

三浦部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「平成 26 年度第 2 回松山市子ども・子育て会議 教育・保育部会」を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

(了)